



しあわせ信州

# 仕事と家庭の両立サポート制度について



令和2年 12月 長野県人事委員会事務局

# 目 次

I	子育てのサポート	
1	妊娠前・妊娠中のサポート	
①	生理休暇	1 ページ
②	不妊治療の受診	1 ページ
③	妊娠障害（つわり）休暇	1 ページ
④	健康診査及び保健指導に係る休暇	1 ページ
⑤	危険有害業務の就業制限	2 ページ
⑥	深夜勤務及び時間外勤務の制限	2 ページ
⑦	通勤緩和措置	2 ページ
⑧	職員の休息等	2 ページ
2	出産前後のサポート	
①	産前・産後休暇	3 ページ
②	健康診断及び保健指導に係る休暇	3 ページ
③	危険有害業務の就業制限	3 ページ
④	深夜勤務及び時間外勤務の制限	4 ページ
3	育児中のサポート	
①	育児休業	5 ページ
②	育児時間	5 ページ
③	時間外勤務の免除	5 ページ
④	部分休業	6 ページ
⑤	育児短時間勤務	6 ページ
⑥	深夜勤務及び時間外勤務の制限	6 ページ
4	子育てに関する男性職員へのサポート	
①	男性職員の育児休暇	7 ページ
②	男性職員の出産補助休暇	7 ページ
5	子育て職員支援研修	7 ページ
II	家族の看護・介護のサポート	
①	家族看護休暇	8 ページ
②	介護休暇	8 ページ
③	短期介護休暇	8 ページ
④	介護時間	8 ページ
III	ワークライフバランスの実現を推進する取組	
①	職員の希望に基づく時差勤務	9 ページ
②	テレワーク	9 ページ

(参考資料) 育児サポート制度 (時系列)

## I 子育てのサポート

### 1 妊娠前・妊娠中のサポート

#### ① 生理休暇

どんな時	生理日に勤務することが著しく困難な時
サポート内容	その都度必要と認める期間休暇を取得できます。
給与の支給	有給

#### ② 不妊治療の受診

どんな時	医師の診断に基づく治療行為を受ける時
サポート内容	(1) 治療行為が必要と認められる期間（90日以内）休暇を取得できます。 (2) 本人または配偶者の不妊治療に伴い、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合（252日以内）
給与の支給	(1) 有給 (2) 無給（ただし、一部の手当は勤務時間に応じて支給されます。）

#### ③ 妊娠障害（つわり）休暇

どんな時	つわり、切迫流産等の妊娠障害のために勤務することが困難な時
サポート内容	妊娠期間中14日以内で必要と認められる期間休暇を取得できます。 なお、14日を超える場合は療養休暇として取得することができます。 (最長180日)
給与の支給	有給

#### ④ 健康診査及び保健指導に係る休暇

どんな時	妊娠中の職員が健康診査又は保健指導を受ける時
サポート内容	・妊娠満23週まで・・・・・・・・・・4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週まで・・・・2週間に1回 ・妊娠満36週から分べんまで・・・・1週間に1回 いずれの期間も医師等の指示があればその指示された回数休暇を取得 できます。 なお、1回に取得できる時間はいずれも必要と認められる時間です。
給与の支給	有給

⑤ 危険有害業務の就業制限

サポート内容	<p>妊娠中の女性は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重量物を取り扱う業務</li> <li>・ 有害ガスを発散する場所における業務</li> <li>・ その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に従事することが制限されています。</li> </ul>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑥ 深夜勤務及び時間外勤務の制限

サポート内容	<p>妊娠中の女性から請求があった場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日について8時間</li> <li>・ 1週間について40時間</li> </ul> <p>を超えて労働させてはいけないうこととなっています。</p> <p>また、同様に時間外、休日労働、深夜業をさせてはいけないうこととなっています。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑦ 通勤緩和措置

どんな時	妊娠中の職員が通勤に利用している交通機関が混雑していて、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
サポート内容	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間休暇を取得できます。
給与の支給	有給

⑧ 職員の休息等

どんな時	妊娠中の職員の従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、適宜休息し又は補食したい時
サポート内容	その都度必要と認められる時間休暇を取ることができます。
給与の支給	有給

## 2 出産前後のサポート



### ① 産前・産後休暇

ア 妊娠4ヶ月以上で分べんする場合

サポート内容	<p>分べん予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては14週間目）に当たる日から、産後の休暇は、分べんの日後8週間目にあたる日までの間にそれぞれ必要と認める期間、休暇を取得することができます。</p> <p>また、特に必要と認められる場合は、産前8週に満たない日数は産後に加算することができます。</p> <p>《具体的な産前産後休暇期間の算定例》</p> <p>分べん予定日が5月1日の場合 →8週間前にあたる3月6日から、8週間後にあたる6月26日まで取得できますので、16週間に分べん日を加えた113日間となります。</p>
給与の支給	有給

イ 妊娠4ヶ月未満で分べんする場合

サポート内容	分べんの日から14日以内で必要と認められる期間、休暇を取得することができます。
給与の支給	有給

### ② 健康診査及び保健指導に係る休暇

どんな時	分べん後に健康診査及び保健指導を受ける時
サポート内容	<p>分べん後1年以内に1回取得できます。</p> <p>なお、医師等の指示があればその回数取得することができます。</p>
給与の支給	有給

### ③ 危険有害業務の就業制限

サポート内容	<p>産後1年を経過しない期間は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重量物を取り扱う業務</li> <li>・有害ガスを発散する場所における業務</li> <li>・その他哺育等に有害な業務</li> </ul> <p>に従事することが制限されています。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ④ 深夜勤務及び時間外勤務の制限

サポート内容	産後1年を経過しない期間に請求があった場合は、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1日について8時間</li><li>・ 1週間について40時間</li></ul> を超えて労働させてはいけないことになっています。 また、同様に時間外、休日労働、深夜業をさせてはいけないことになっています。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



### 3 育児中のサポート



#### ① 育児休業

どんな時	満3歳に達しない子を養育している時 (育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業を取得している場合や配偶者が専業主婦(夫)であっても取得できます。)
サポート内容	子が3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)まで休暇を取得することができます。 なお、1回に限り育児休業の期間を延長することができます。ただし、配偶者が疾病等で入院した場合や別居した場合など、特別な事情がある場合は再度の延長が可能です。
給与の支給	無給(ただし、育児休業手当金の支給を受けられます。)

#### ② 育児時間

どんな時	満3歳に達しない子を養育している時
サポート内容	1日2回その都度必要と認められる時間(1回につき30分以内)休暇を取得することができます。 取得する時間については、勤務時間の始めと終わり、又はその一方、休憩時間の前後等いずれでも可能です。
給与の支給	有給

#### ③ 時間外勤務の免除

どんな時	満3歳に達しない子を養育している時
サポート内容	3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除いては、時間外勤務をさせてはならないこととなっています。

#### ④ 部分休業

どんな時	小学校就学の始期に達するまでの子を養育している時
サポート内容	子が小学校就学の始期に達するまでの間、勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間まで（30分単位）休暇を取得できます。 なお、育児時間取得者は2時間から育児時間の取得時間を差し引いた時間取得できます。
給与の支給	勤務しない時間について減額されます。

#### ⑤ 育児短時間勤務

どんな時	小学校就学の始期に達するまでの子を養育している時 （育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業を取得している場合や配偶者が専業主婦（夫）であっても利用できます。）
サポート内容	子が小学校就学の始期に達するまでの間、以下のいずれかの勤務形態により勤務できます。 ① 1日3時間55分×週5日（週19時間35分） ② 1日4時間55分×週5日（週24時間35分） ③ 1日7時間45分×週3日（週23時間15分） ④ 1日7時間45分×2日、1日3時間55分×1日（週19時間25分） ※ 交替制職場については1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分となるよう設定されます。  短時間勤務することができるのは、1ヶ月以上1年以内の期間ですが、期間の延長を請求することもできます。
給与の支給	給料及び一部の手当は、勤務時間に応じて支給されます。

#### ⑥ 深夜勤務及び時間外勤務の制限

どんな時	小学校就学の始期に達するまでの子を養育している時
《どれくらい》	小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合等を除き、 ・深夜における勤務 ・1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務をさせてはならないこととなっています。



## 4 子育てに関する男性職員へのサポート



### ① 男性職員の育児休暇

ど ん な 時	1 か月検診等の付き添いや二人目の子の出産に伴う小学校入学前の一人目の子の育児の時等
サポート内容	配偶者の分べん予定日の6週間前から、分べん後8週間目までの期間のうち、5日以内で必要と認められる期間、休暇を取得することができます。
給与の支給	有給

### ② 男性職員の出産補助休暇

ど ん な 時	入退院の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話、出生届出の時等
サポート内容	分べんに係る入院等の日から分べん後2週間までの間で3日の範囲内で必要と認められる期間、休暇を取得することができます。
給与の支給	有給

## 5 子育て職員支援研修

ど ん な 時	育児休業中の時 育児休業から復帰した時 育児休業を取得する予定がある時
研 修 内 容 (R 元年度)	仕事と育児の両立を支援する制度 子育て中の職員との対話・意見交換・情報交換

## Ⅱ 家族の看護・介護のサポート

### ① 家族看護休暇

どんな時	<p>子、配偶者、父母、配偶者の父母の看護をするために取得することができます。</p> <p>また、養育する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「養育する子」という。）については、看護のほか、予防接種又は健康診断のためにも取得することができます。（予防接種や健康診断については、法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものも対象となります。）</p>
サポート制度	<p>1年につき5日の範囲内で必要と認める期間、休暇を取得できます。</p> <p>養育する子が2人以上の場合は10日休暇を取得できますが、この場合においても養育する子以外の者のために取得できる期間は5日とします。</p>
給与の支給	有給

### ② 介護休暇

どんな時	<p>配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により14日以上日常生活を営むのに支障があるため、介護を必要とする場合に取得できます。</p>
サポート内容	<p>3回を超えず、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間、休暇を取得できます。</p>
給与の支給	無給

### ③ 短期介護休暇

どんな時	<p>配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により14日以上日常生活を営むのに支障があるため、介護その他の世話を必要とする場合に取得できます。</p>
サポート内容	<p>1年につき5日の範囲内で必要と認める期間、休暇を取得できます。</p> <p>世話を要する者が2人以上である場合は、1年につき10日の範囲内で必要と認める期間、休暇を取得できます。</p>
給与の支給	有給

### ④ 介護時間

どんな時	<p>配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により14日以上日常生活を営むのに支障があるため、介護を必要とする場合に取得できます。</p>
サポート内容	<p>連続する3年の期間内において、勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間まで（30分単位）休暇を取得できます。</p>
給与の支給	勤務しない時間について減額

# Ⅲ ワークライフバランスの実現を推進する取組

## ① 職員の希望に基づく時差勤務

時差勤務を希望する職員は、時差勤務を行う日の勤務形態を、7区分から選択することができます。（公務に支障がない範囲で実施）

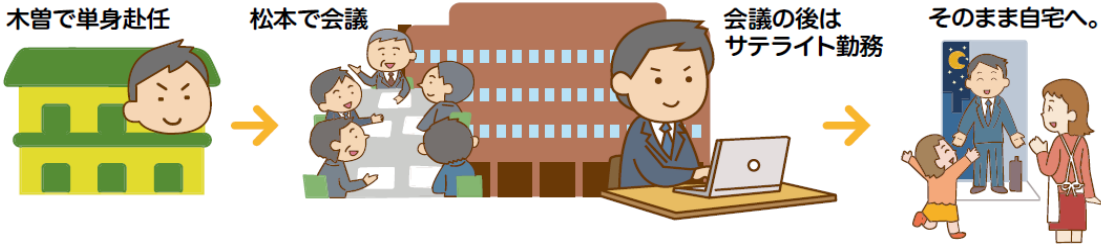


## ② テレワーク

県内外13ヶ所にあるサテライトオフィス（県庁、県内10合同庁舎、安曇野庁舎、東京事務所）や自宅から、職場の自席のパソコンと変わらない環境で業務を行うことができます。

### 例えばこんな使い方！

① 勤務地が木曾地区（単身赴任）・松本合同庁舎で担当者会議・その日は松本の家に帰る。



② 勤務地が県庁・家が佐久市・午後に子どもの参観日の予定がある。

